

生駒市規則第 25 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 47 年 12 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。